１　制度の基本について

Q1　部活動の地域展開とは何ですか。

A.　休日の部活動を学校から地域へ展開することに伴い、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる環境を確保するため、地域の団体、指導者、施設等を活用し、地域全体で子どもたちの活動機会を支える取組です。

Q2　認定地域クラブ活動とは何ですか。

A.　学校の教育課程外において、地域の団体その他の主体が、生徒を主な対象として、スポーツ活動、文化芸術活動のうち、石巻市の認定を受け、継続的に実施する活動です。

Q3　地域クラブと認定地域クラブの違いは何ですか。

A.　地域クラブとは、地域においてスポーツや文化芸術活動を行うクラブのことです。そのうち、自治体が定める認定要件を満たし、所定の手続きを経て認定を受けたクラブを「認定地域クラブ」といいます。認定地域クラブには、適切な指導体制や安全管理体制の確保、適切な活動時間・休養日の設定、学校との連携などが求められます。なお、認定を受けていない地域クラブであっても活動することはできます。

Q4　地域クラブを設立すれば、自動的に市の認定を受けられますか。

A.　いいえ。認定の要件を満たし、申請を行う必要があります。団体の存在や活動実績だけで認定が自動的に決まるものではありません。

Q5　市の認定を受けると、何ができるようになりますか。

A.　基本的に中体連大会への出場資格を得ることができます。各競技の大会要項等の確認は必要ですので、ご確認ください。また、生徒や保護者へクラブの情報の提供も行います。他には、公的支援についても検討中です。

Q6　市の認定と中体連への登録は同じですか。

A.　別の手続きです。市の認定は市の制度上の要件を確認するものです。県中体連の登録は中体連主催大会への参加資格に関わるものです。宮城県中体連へ必要な手続きを行ってください。

Q7　市の認定を受けていなくても中体連の大会に参加できますか。

A.　競技、年度、参加する大会、適用される参加資格によって異なります。市の認定が必要となるケースについては、県中体連の当該年度の要項をご確認願います。

Q8　地域展開は、すべての部活動を一度に地域クラブへ移すことですか。

A.　一律にそうなるわけではありません。競技ごとの指導者、施設、参加希望者、運営体制、学校や地域の状況などを踏まえて進める必要があります。

Q9　平日の活動も地域クラブに移るのですか。

A.　平日の部活動は既存のとおり実施します。休日の部活動は令和１０年度を目途として地域展開を進めます。

Q10　市外の団体も石巻市の制度に申請できますか。

A.　基本的には、対象生徒の居住地により判断を行います。必要に応じて、市内の生徒を受け入れる団体、市外に拠点がある団体、市外在住の指導者が運営する団体などについて、申請対象となる条件を確認します。団体の所在地だけで判断せず、活動場所、対象生徒、運営主体などにより判断します。